

障生第2355号
令和2年2月18日

指定障がい福祉サービス事業者 様
指定障がい児支援事業者 様

大阪府福祉部長

重大事件発生に備えた対応のお願い

今般、府民に危害が及ぶ可能性のある重大事件の発生が続いており、各施設におかれましても、訪問者の確認等、不審者への警戒や施設の施錠管理等にご注意をいただいているところと思います。

府では、裏面のとおり、重大事件の発生に関する情報やそれに対する対応等（施設の休館やイベントの中止等）について、情報を発信しています。各施設におかれましては、これら情報を積極的にご活用いただき、施設の対応検討に引き続き遺漏なきようお願いいたします。

問い合わせ先

〒540-8570

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
指定・指導グループ

電話：06-6944-6026（直通）

fax：06-6944-6674

メールアドレス：seikatsukiban@sbox.pref.osaka.lg.jp

【重大事件発生に関する府の情報発信ツール】

情 報	発信ツール
府内の重大事件の把握	<p><u>大阪府警察安まちメール</u> (http://www.info.police.pref.osaka.jp/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生情報（発生日時/発生場所/概要等）や犯罪対策情報等を警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービス。「重大事件情報」を登録時に選択いただくと、府内の重大事件について、メールで情報提供がされます。 ・ 別紙をご参考にご登録ください。
府から府民への注意喚起/施設・学校の休館等の把握	<p><u>治安対策課ツイッター</u> (https://twitter.com/osaka_chiantai)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全なまちづくりのための情報を発信。 <p><u>もずやんツイッター</u> (https://twitter.com/osakaprefPR?ref_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Eauthor)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府の公式アカウント。大阪府広報担当副知事もずやんが大阪府のお知らせ等を発信。 <p>※両ツイッターでは、一般的な情報提供に加え、重大事件に対する大阪府の対応（各施設の休館やイベントの中止等）について、必要に応じて情報発信を行います。</p>
障がい福祉サービス事業所等のお知らせの把握	<p><u>大阪府障がい福祉サービス指定事業者のページ</u> (http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/)</p> <p><u>障がい児支援指定事業者のページ</u> (http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/)</p>



カスタム検索

検索

ページの読み方

メニューから探す

府庁の組織から探す

文字サイズ:

縮小

標準

拡大

トップ	暮らし・住まい まちづくり	人権・男女 共同参画	福祉・ 子育て	教育・学校・ 青少年	健康・医療	商工・労働	環境・ リサイクル	農林・ 水産業	都市新力・ 観光・文化	都市計画・ 都市整備	防災・安全・ 危機管理	府政運営・ 市町村
-----	------------------	---------------	------------	---------------	-------	-------	--------------	------------	----------------	---------------	----------------	--------------

[ホーム](#) > [福祉・子育て](#) > [障がい児・障がい者](#) > [障がい福祉サービス指定事業者のページ](#) > 防犯に係る安全の確保について[はじめての方へ](#)[サイトマップ](#)

防犯に係る安全の確保について



更新日:平成30年5月2日

防犯対策マニュアル(ひな型)【大阪府版】について

各施設・事業所等における防犯に係る安全確保対策を推進していただくため、大阪府では、平成28年9月15日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」等を参考に、防犯対策マニュアルのひな型を作成しました。

防犯対策マニュアルの作成又は見直しの参考として、ご活用ください。

また、防犯に係る自主点検表も再掲します。点検項目は、各施設等における取組みやサービス種別、地域の実情等の実態を踏まえて、適宜、追加・修正等を行ってください。

[防犯対策マニュアル\(ひな型\) \[Wordファイル/251KB\]](#)

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表\(再掲\) \[Wordファイル/181KB\]](#) ※大阪府や市町村に提出いただく必要はありません。

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査(厚生労働省社会福祉推進事業)の結果について

厚生労働省社会福祉推進事業により、株式会社インターリスク総研が実施しました標記調査の調査結果に加え、この度、地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブックが作成されましたので、ご案内いたします。

【参考】(株式会社インターリスク総研ホームページ)

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策に関する調査研究事業報告書」

URL:http://www.iric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_report.pdf

「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」

URL:http://www.iric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_handbook.pdf

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査の結果について\(厚生労働省\) \[PDFファイル/42KB\]](#)

防犯に係る安全の確保に関する取組み状況調査(大阪府実施)

平成28年7月に発生した、神奈川県相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件を契機として、本府におきましては、防犯に係る安全の確保に関する取組状況の調査を実施しました。今回、取組事例を下記のとおり、取りまとめましたのでご参考願います。

[防犯に係る安全の確保に関する取組事例について \[Wordファイル/32KB\]](#)

この殺傷事件を受け、厚生労働省通知(平成28年9月15日障発0915号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」)の記載事項を参考に、防犯に係る自主点検表を作成しました。

点検項目は、各施設等における取組みやサービス種別、地域の実情等の実態を踏まえて適宜、追加・修正等を行ってください。

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表 \[Wordファイル/181KB\]](#)

※大阪府や市町村に提出いただく必要はありません。

関係通知

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について \[PDFファイル/298KB\]](#)(平成28年9月15日 厚生労働省通知)

[津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実について\(府通知\) \[Wordファイル/27KB\]](#)(平成28年8月12日 府通知)

[津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアについて \[PDFファイル/844KB\]](#)(平成28年8月10日 厚生労働省通知)

[警察との協力・連携体制の構築について \[Wordファイル/28KB\]](#)(平成28年8月8日 府通知)

[別紙 \[PDFファイル/43KB\]](#)

[障がい児者の施設、事業所における安全管理の徹底について \[Wordファイル/26KB\]](#)(平成28年7月26日 府通知)

[社会福祉施設等における入所者等の安全確保について \[PDFファイル/111KB\]](#)(平成28年7月26日 厚生労働省通知)

このページの作成所属

福祉部 障がい福祉室生活基盤推進課 指定・指導グループ



雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

- (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途中で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
 - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
 - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
 - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所へ移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

社会福祉施設等における 災害への備えについて

大阪府福祉部福祉総務課

社会福祉施設等における災害への備えについて

- 1 社会福祉施設等の被災状況の把握
- 2 社会福祉施設等におけるBCP(事業継続計画)の策定
- 3 社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成
- 4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施
- 5 水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施
- 6 津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施
- 7 社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン
- 8 大阪DWAT(大阪府災害派遣福祉チーム)について

1 社会福祉施設等の被災状況の把握

厚生労働省様式(被災状況整理表)を用いて、
以下の報告フローで社会福祉施設等の被災状況を把握

【報告フロー】

- ①社会福祉施設等 → 施設所在市町村
- ②施設所在市町村 → 大阪府
- ③大阪府 → 国(厚生労働省)

施設所在市町村の報告先一覧及び様式(記載例)は、
府福祉総務課のホームページに掲載

2 社会福祉施設等における BCP(事業継続計画)の策定

利用者への支援等の重要な事業を中断させない、
または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるために、
BCP(事業継続計画)の策定が有効。

福祉部出先機関で策定しているBCP(地震災害想定)
を基に、作成のポイントとなる項目をまとめました。

【作成ポイント】

- ◆非常時優先業務
- ◆業務継続のための業務資源・環境の確保
- ◆業務資源確保等のための平常時からの対策

3 地震防災対策マニュアル

社会福祉施設等が地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難などを定める防災マニュアルを作成する際の手引書を作成

【手引書概要】

- ◆施設における地震防災対策の必要性について
- ◆平常時における地震防災対策
- ◆地震発生後の応急対策

4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

平成28年8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害の発生に伴い、厚生労働省により通知

【通知概要】

- ◆「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」等の情報の把握(施設管理者等)
- ◆非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施(施設等)
- ◆計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等についての点検及び指導・助言(府及び市町村)

5 水防法等に基づく 避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律（平成29年6月19日施行）により、以下の①②をともに満たしている場合、社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ① 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に存在している
- ② 市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

6 津波被害を想定した災害対策マニュアルの 策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、
以下の①②をともに満たしている場合、
社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と
『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

①津波災害警戒区域内に存在している

②市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

7 社会福祉施設における災害時の 施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

災害時において、自らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間の応援体制整備のための手法である施設間応援協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめたガイドラインを作成

【ガイドライン概要】

◆社会福祉施設における災害時の施設間応援協定

(1)施設間応援協定とは (2)協定の目的と効果

◆施設間応援協定の内容

(1)締結主体 (2)協定内容

◆参考となる取組み

8 大阪DWAT(大阪府災害派遣福祉チーム)

【大阪DWAT】 ※令和2年3月26日発足(チーム員255名)

◆災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職等で構成されるチーム

【大阪DWAT概要】

◆活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則1カ月程度

チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動(支援)例
1チーム 5名程度	市町村が設置する小学校等の一般避難所	1チーム 連続5日以内	・アセスメント(避難所への支援) ・相談支援(福祉ニーズの把握) ・日常生活の支援(食事・介護等)

◆福祉専門職(以下の資格・職種でチーム員養成研修を修了した者)

【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士
精神保健福祉士、保育士、その他介護職員など

【平常時の活動等について】

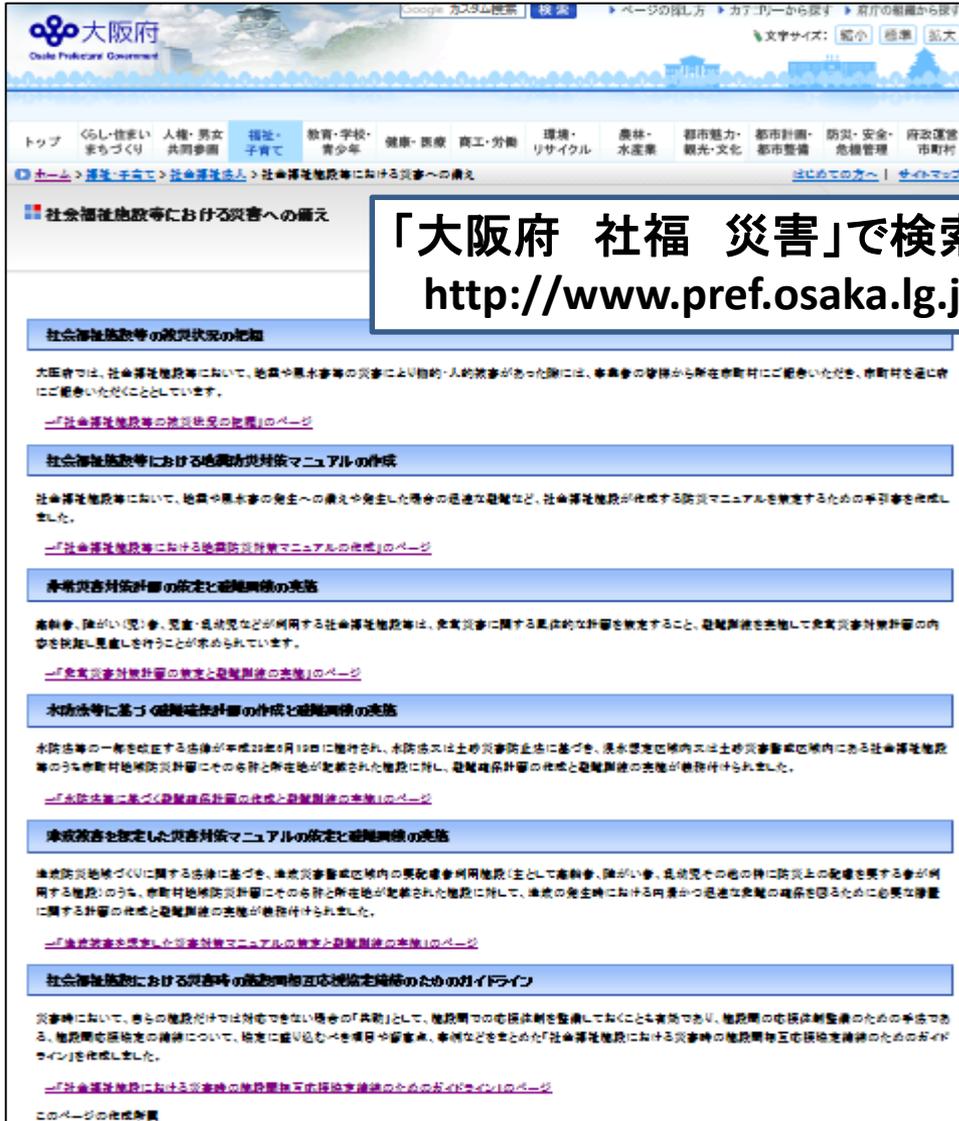
◆所属する施設・事業所の災害対応力の向上

事業所の避難訓練について、地域と共同で実施など

◆地域との連携<大阪DWATの認知度アップ>

地域のイベントへの参画、住民との訓練の共同実施など

社会福祉施設等における災害への備え (府福祉総務課ホームページ)



「大阪府 社福 災害」で検索ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonae/index.html>

大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の設置について （府地域福祉課ホームページ）



「大阪DWAT」で検索ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/ddwatto/index.html>

- メニュー
- 大阪府災害福祉支援ネットワーク
- トピック
- 大阪DWAT登録・変更等
- 研修
- 要綱・マニュアル等
- 様式一覧

更新日: 令和2年4月9日

DWAT（ディーワット）とは

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門員（※）で構成するチームです。

○ DWAT: Disaster Welfare Assistance Team の略

（※）福祉専門員: 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等

大阪DWATの体制構築

災害時の避難所において、高齢者や障がい者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、長期の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じるといった課題が指摘されており、これらの方々の避難生活中における福祉ニーズへの対応が急務となっております。

大阪府においては、平成26年度に、施設団体や職能団体に参加いただき、「大阪府災害福祉支援ネットワーク」を設置して、災害時の支援ニーズについての情報共有や、福祉支援の連携した取り組み等について検討を行って参りました。

平成30年5月には、地震や台風等による多くの自然災害が各地に甚大な被害をもたらしたことを受け、厚生労働省から各都道府県における「災害派遣福祉チーム」の組成等、災害時の必要な支援体制の構築を目的とした「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示されました。

こうした中、大阪府災害福祉支援ネットワーク構成団体の協力も得ながら、令和元年度に大阪DWATを派遣できる体制を構築しました。

大阪DWATの活動概要

大阪DWATは被災市町村の災害対策本部や避難所の管理（責任）者等のもとで、災害時要配慮者への支援を行います。

また、活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則1か月程度としています。



チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動（支援）例
1チーム5名程度 【複数職種で編成】	小学校等の 一般避難所	・ 1チーム連続5日以内 ・ 1か月程度の継続派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント（避難者への必要な支援） ・ 相談支援（福祉ニーズの把握等） ・ 日常生活上の支援（食事・介助等）

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等は、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて障害者支援施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 44 条等の障害者総合支援法等の関係法令において、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について義務付けられているが、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況（実施時期等）について速やかに点検をお願いします。

（参考 1）関係省令、通知

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の

人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）

（非常災害対策）

第 44 条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）

第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

3 運営に関する基準

(38) 非常災害対策（基準第 44 条）

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

※他、各サービス指定基準省令等に同旨の記載

（参考 2）点検対象施設・サービス

- ①障害者支援施設 ②療養介護事業所 ③生活介護事業所 ④短期入所事業所
- ⑤自立訓練事業所 ⑥就労移行支援事業所 ⑦就労継続支援事業所 ⑧共同生活援助事業所
- ⑨福祉型障害児入所施設 ⑩医療型障害児入所施設 ⑪児童発達支援センター
- ⑫児童発達支援事業所 ⑬医療型児童発達支援事業所 ⑭放課後等デイサービス事業所

2 点検の過程で、非常災害対策計画が未策定又は内容が不十分であると判断した障害者支援施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いする。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強

化・徹底について」(平成 28 年 9 月 9 日障障発 0909 第 1 号)や「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成 29 年 2 月 1 日障障発 0201 第 1 号)、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」(平成 30 年 12 月 27 日障障発 1227 第 1 号)等の通知や当該通知の添付資料を参照のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、障害者支援施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の策定状況等を確認していただくようお願いする。

(具体的な項目例)

- ・ 障害者支援施設等の立地条件 (地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所 (市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路 (避難場所までのルート (複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法 (利用者ごとの避難方法 (車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設 とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

(社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

(学校)

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

(医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。
※ 上図は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。

- 防災体制
- 避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

※国土交通省砂防部ホームページ（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html）に「**要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き**」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
 ➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している**土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
 施設の所在する市町村へお問い合わせください。

土砂災害警戒区域等の指定に関すること
 施設の所在する都道府県へお問い合わせください。

土砂災害防止法の改正に関すること
 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>

社会福祉施設等の被災状況報告 フロー図

【社会福祉施設等から施設所在市町村への情報伝達】

社会福祉施設等 → 施設所在市町村

社会福祉施設等は被害について厚生労働省様式「被災状況整理表」に記載



施設所在市町村へ報告



【市町村から大阪府への情報伝達】

市町村 → 大阪府

市町村は速やかに「被災状況整理表」を確認・整理



大阪府福祉部(福祉総務課)へ報告



【大阪府から国（厚生労働省）への情報伝達】

大阪府 → 国（厚生労働省）

大阪府は速やかに「被災状況整理表」を確認・整理



国(厚生労働省)へ報告

社会福祉施設等の被災状況報告 市町村窓口一覧【障がい福祉】

※ 災害等で市町村役場に連絡がつかない場合は、
大阪府福祉総務課(電話:06-6944-6686、FAX:06-6944-6659)

「市町村名」	「担当部署名」	＜電話番号＞	＜FAX番号＞
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-8071	06-6202-6962
堺市	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課	072-228-7510	072-228-8918
岸和田市	福祉部障害者支援課	072-423-9469	072-431-0580
豊中市	福祉部障害福祉課事業所係	06-6858-2229	06-6858-1122
池田市	福祉部障がい福祉課	072-754-6255	072-752-5234
吹田市	障がい福祉室	06-6384-1346	06-6385-1031
泉大津市	健康福祉部障がい福祉課	0725-33-1131	0725-33-7780
高槻市	健康福祉部福祉政策課	072-674-7162	072-674-7820
貝塚市	福祉部障害福祉課	072-433-7014	072-433-1082
守口市	健康福祉部障がい福祉課	06-6992-1635	06-6991-2494
枚方市	福祉部福祉指導監査課	072-841-1467(直通)	072-841-1322
茨木市	健康福祉部障害福祉課	072-620-1636	072-627-1692
八尾市	地域福祉部障がい福祉課	072-924-3838	072-922-4900
泉佐野市	健康福祉部地域共生推進課	072-463-1212	072-463-8600
富田林市	子育て福祉部障がい福祉課相談係	0721-25-1000(内線434)	0721-25-3123
寝屋川市	福祉部障害福祉課	072-838-0382	072-812-2118
河内長野市	福祉部障がい福祉課	0721-53-1111	0721-52-4920
松原市	福祉部障害福祉課	072-337-3115	072-337-3007
大東市	福祉・子ども部障害福祉課	072-870-9630(直通)	072-873-3838
和泉市	生きがい健康部障がい福祉課	0725-99-8133	0725-44-0111
箕面市	健康福祉部健康福祉政策室	072-727-9513	072-727-3539
柏原市	健康福祉部障害福祉課	072-972-1508	072-972-2200
羽曳野市	保健福祉部障害福祉課	072-947-3823	072-957-1238
門真市	保健福祉部障がい福祉課	06-6902-6154	06-6905-9510
摂津市	保健福祉部障害福祉課	06-6383-1374	06-6383-9031
高石市	保健福祉部高齢・障がい福祉課	072-275-6294	072-265-3100
藤井寺市	福祉部福祉総務課	障害者福祉担当:072-939-1106	072-939-0399
東大阪市	福祉部障害者支援室障害福祉事業者課	06-4309-3187	06-4309-3813
泉南市	健康福祉部障害福祉課	072-483-8252	072-480-2134
四條畷市	健康福祉部障がい福祉課	072-877-2121	072-879-2596
交野市	福祉部障がい福祉課	072-893-6400	072-895-6065
大阪狭山市	健康福祉部福祉グループ	072-366-0011	072-366-9696
阪南市	福祉部市民福祉課	072-471-5678	072-471-1038
島本町	健康福祉部福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652
豊能町	生活福祉部福祉課	072-739-3420	072-739-1980
能勢町	健康福祉部福祉課福祉係	072-731-2150	072-731-2151
忠岡町	健康福祉部地域福祉課	0725-22-1122	0725-22-1129
熊取町	健康福祉部障がい福祉課	072-452-6289	072-453-7196
田尻町	民生部福祉課	072-466-8813	072-466-8841
岬町	しあわせ創造部福祉課	072-492-2700	072-492-5814
太子町	健康福祉部福祉課	0721-98-5519	0721-98-2773
河南町	健康福祉部高齢障がい福祉課社会福祉係	0721-93-2500	0721-93-4691
千早赤阪村	健康福祉課	0721-72-0081	0721-70-2021